

三田市議会議員の政治倫理に関する条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第9条 省略 (署名)</p> <p>第10条 市民調査請求代表者は、市民調査請求者署名簿(以下「署名簿」という。)に市民調査請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して地方自治法第74条第5項の規定により選挙権を有する者(以下「有権者」という。)に対し、署名及び押印を求めなければならない。</p> <p>2 市民調査請求を行おうとする有権者は、署名簿に自ら署名し、押印しなければならない。</p> <p>3 市民調査請求代表者は、有権者に委任して、署名し、押印を求めることができ、この場合において、委任を受けた者は、市民調査請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写し並びに署名し、押印を求めるときの市民調査請求代表者の委任状を付した署名簿を用いなければならない。</p> <p>4 市民調査請求代表者は、前項の規定により署名し、押印を求めるときのときは、直ちに受任者の氏名及び委任の年月日を文書をもって議長に届出なければならない。</p> <p>5～6 省略</p> <p>7 第1項の署名及び押印は、前条第5項の規定による証明書の交付があった日から起算して30日以内でなければこれを求めることができない。</p> <p>8 省略</p> <p>9 選挙管理委員会は、署名簿の署名の証明が終了したときは、署名簿に署名し、押印した者の総数及び有効署名の総数を告示するとともに、署名簿を市民調査請求代表者に返付しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 (署名)</p> <p>第10条 市民調査請求代表者は、市民調査請求者署名簿(以下「署名簿」という。)に市民調査請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して地方自治法第74条第5項の規定により選挙権を有する者(以下「有権者」という。)に対し、署名を求めなければならない。</p> <p>2 市民調査請求を行おうとする有権者は、署名簿に自ら署名しなければならない。</p> <p>3 市民調査請求代表者は、有権者に委任して、署名を求めることができ、この場合において、委任を受けた者は、市民調査請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写し並びに署名を求めるときの市民調査請求代表者の委任状を付した署名簿を用いなければならない。</p> <p>4 市民調査請求代表者は、前項の規定により署名を求めるときのときは、直ちに受任者の氏名及び委任の年月日を文書をもって議長に届出なければならない。</p> <p>5～6 省略</p> <p>7 第1項の署名は、前条第5項の規定による証明書の交付があった日から起算して30日以内でなければこれを求めることができない。</p> <p>8 省略</p> <p>9 選挙管理委員会は、署名簿の署名の証明が終了したときは、署名簿に署名した者の総数及び有効署名の総数を告示するとともに、署名簿を市民調査請求代表者に返付しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>